

単独・重要回覧

鹿ノ台自治会員の皆様

平成31年1月14日

鹿ノ台自治連合会
会長 黒部 實



「鹿ノ台自治連合会会則」 改正案ご報告の件

明けましておめでとうございます。本年も、信頼と協力で支え合う心豊かな地域社会の実現に向けて、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、「鹿ノ台自治連合会会則」の改正案がまとまりました。

本年1月の連合会役員会に答申し、1月度の各自治会評議員会で説明を行いました。

2月には、会則変更の規定により、連合総会（分散会方式）において最終ご審議をお願いする予定です。

つきましては、最終審議に先立ち、「鹿ノ台自治連合会会則改正案」を自治会員皆様に回覧させていただきます。

ご意見は各自治会会長、各ブロック評議員にご連絡をお願いいたします。

資料は、当会則改正条項の「現行条文」、「改正案条文」、「改正ポイント(備考)」に整理し、改正部分は、**太字**で明記しております。

恐縮ではございますが、ご高覧の上、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

鹿ノ台自治連合会会則 改正案（平成31年1月6日）

改正部分 **太字**

現行	改正	備考																																				
<p>(役員)</p> <p>第5条 1. 事業達成のため本会に次の役員を置く。</p> <table border="0"> <tr><td>会長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>副会長(総務担当)</td><td>1名</td></tr> <tr><td>副会長(納涼祭実行委員長)</td><td>1名</td></tr> <tr><td>副会長(防災・防犯担当)</td><td>1名</td></tr> <tr><td>副会長(新事業推進担当)</td><td>1名</td></tr> <tr><td>環境関連・環境衛生担当部長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>地域活性担当部長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>文化・情報担当部長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>体育部長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>美化部長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>会計</td><td>1名</td></tr> <tr><td>書記</td><td>1名</td></tr> </table> <p>2. 上記役員以外に会計監査1名を置く。</p>	会長	1名	副会長(総務担当)	1名	副会長(納涼祭実行委員長)	1名	副会長(防災・防犯担当)	1名	副会長(新事業推進担当)	1名	環境関連・環境衛生担当部長	1名	地域活性担当部長	1名	文化・情報担当部長	1名	体育部長	1名	美化部長	1名	会計	1名	書記	1名	<p>(役員)</p> <p>第5条 1. 事業達成のため本会に次の役員を置く。</p> <table border="0"> <tr><td>会長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>総務担当副会長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>担当副会長</td><td>数名</td></tr> <tr><td>書記</td><td>1名</td></tr> <tr><td>会計</td><td>1名</td></tr> <tr><td>担当役員</td><td>数名</td></tr> </table> <p>副会長、担当役員の役職は期初の役員会で決定。</p> <p>2. 上記役員以外に会計監査1名を置く。</p>	会長	1名	総務担当副会長	1名	担当副会長	数名	書記	1名	会計	1名	担当役員	数名	<p>連合会の役職、人数配分を固定せず柔軟に変更できるように会則を改正する。</p>
会長	1名																																					
副会長(総務担当)	1名																																					
副会長(納涼祭実行委員長)	1名																																					
副会長(防災・防犯担当)	1名																																					
副会長(新事業推進担当)	1名																																					
環境関連・環境衛生担当部長	1名																																					
地域活性担当部長	1名																																					
文化・情報担当部長	1名																																					
体育部長	1名																																					
美化部長	1名																																					
会計	1名																																					
書記	1名																																					
会長	1名																																					
総務担当副会長	1名																																					
担当副会長	数名																																					
書記	1名																																					
会計	1名																																					
担当役員	数名																																					

現行	改正	備考
<p>(役員等の任務)</p> <p>第8条 1. 本会の役員は以下の通りとする。</p> <p>1) 会長は本会を代表し役員会を招集しその議長を務めると共に会務を統括する。</p> <p>2) 副会長(総務担当)は会長を補佐し会長に支障のある時はその職務を代行する。</p> <p>3) 副会長(納涼祭実行委員長)は納涼祭の総指揮を行う。</p> <p>4) 副会長(防災・防犯担当)は鹿ノ台自主防災会と連携して、防災に関する任務を行うと共に、青色防犯パトロール、自主防犯パトロールと連携し、防犯に関する任務を担う。</p> <p>5) 副会長(新事業推進担当)は、資源物回収による住民寄付金を募る活動を担い新自治会館(いきいきホール)の管理・運営を支援する。</p>	<p>(役員等の任務及び活動費)</p> <p>第8条 1. 本会の役員は以下の通りとする。</p> <p>1) 会長は本会を代表し役員会を招集しその議長を務めると共に会務を統括する。</p> <p>2) <u>総務担当副会長</u>は会長を補佐し会長に支障のある時はその職務を代行する。</p> <p>3) <u>担当副会長は会長を補佐し、それぞれの担当において職務を積極的に遂行すると共に担当委員会と連携を取り、その活動を推進する。</u></p> <p>4) <u>書記は、会議の議事録を作成する。また、担当委員会と連携を取り、その活動を推進する。</u></p> <p>5) <u>会計は本会の会計事務を担当し、年1回の会計報告を行う。また、担当委員会と連携を取りその活動を推進する。</u></p> <p>6) <u>担当役員はそれぞれの担当において職</u></p>	<p>第5条の改正に伴い役職の内容を明記した。また、今までで事務局長の就任が無かったため、明記していなかった活動費を他の役員と同様の金額に設定し会則を改正する。</p>

現行	改正	備考
<p>6)環境関連・環境衛生担当部長は、住環境に関する任務・環境衛生に関する任務に当たる。</p> <p>7)地域活性担当部長は、地域ぐるみ、人権に関する活動、及び高齢者に対する支援に関する活動を通じて、鹿ノ台住民がいきいきと暮らせ、支え合える街づくりを目指す。</p> <p>8)文化・情報担当部長は、鹿ノ台における文化活動を通じて心豊かな地域社会の実現を目指し、その活動を企画、支援すると共に鹿ノ台自治連合会のホームページの運営、管理及び自治会員名簿の作成を通じて地域の絆を深める。</p> <p>9)体育部長は各体育部を統括すると共に体育活動の普及向上に努める。</p> <p>10)美化部長は花いっぱい運動の普及向上に努め、良好な街並み景観の形成を図る。</p>	<p><u>務を積極的に遂行すると共に担当委員会と連携を取りその活動を推進する。</u></p> <p>2. <u>会計監査は会計報告の監査に当たる。</u></p> <p>3. <u>本会の会長、事務局長には年額12万円を支給する。その他の役員は各自治会から同額を支給する。</u></p>	

現行	改正	備考
<p>11) 会計は本会の会計事務を担当し年1回の会計報告を行う。</p> <p>12) 書記は会議の議事録を作成する。</p> <p>2. 1) 会計監査は会計報告の監査に当たる。</p>		
<p>(住民投票)</p> <p>第12条 自治連合会役員会が鹿ノ台自治連合会にとって重大な影響があり会員の可否を問う必要があると認められる問題については、会員の投票を行いこれを決定することができる。</p> <p>但し、可決するには投票総数の過半数の賛成を必要とする。投票総数には白票、保留、判断できない票を含むものとする。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第12条 自治連合会役員会が鹿ノ台自治連合会にとって重大な影響があり会員の可否を問う必要があると認められる問題については、会員の投票を行いこれを決定することができる。</p> <p>但し、可決するには有効投票総数の過半数の賛成を必要とする。有効投票総数には白票、保留、判断できない票を含まない。</p>	<p>従来の住民投票では結果がどちらでも過半数に達せず決定できない事も考えられるため、必ずどちらかが過半数に達する様に変更し会則を改正する。</p>
<p>(委員会等の設置)</p> <p>第17条 過半数の決議をもって役員会が必要と認めた場合は、本鹿ノ台自治連合会の下部組織とし</p>	<p>(委員会等の設置)</p> <p>第17条 過半数の決議をもって役員会が必要と認めた場合は、本鹿ノ台自治連合会の下部組織とし</p>	<p>一年毎に交代する連合会の自治会長が委員会の会長に</p>

現行	改正	備考
<p>て、下記委員会を設置することができる。</p> <p>1. 委員会等は鹿ノ台自治会員の安全・防災・防犯・福祉・親睦・交流・環境の向上を目的とする。</p> <p>2. 各委員会の会長は連合会役員が兼務する。</p> <p>3. 各委員会等の運営規約、役員、予算は本会則第13条役員会の承認を得るものとする。</p>	<p>て、下記委員会を設置することができる。</p> <p>1. 委員会等は鹿ノ台自治会員の安全・防災・防犯・福祉・親睦・交流・環境の向上を目的とする。</p> <p>2. <u>各委員会等において担当役員が委員として就任する。</u></p> <p>3. 各委員会等の運営規約、役員、予算は本会則第13条役員会の承認を得るものとする。</p>	<p>なるには知識、経験に無理があるため、委員会の中では連合会と委員会を連携する委員に会則を改正する。</p>
<p>(附則) 本会則は平成2年(1990年)1月1日から実施する。</p> <p>改正 平成 6年 5月15日</p> <p>この間記載省略</p> <p>改正 平成29年 2月 5日</p>	<p>(附則) 本会則は平成2年(1990年)1月1日から実施する。</p> <p>改正 平成 6年 5月15日</p> <p>この間記載省略</p> <p>改正 平成29年 2月 5日</p> <p><u>改正 平成31年 月 日</u></p> <p><u>(実施は平成31年 4月 1日)</u></p>	